

2020（令和2）年12月4日

ショウワ電技研株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 (1555)

TEL048-844-8972 / FAX048-829-7444

理事長 池本 誠司

再々申入れ兼お問い合わせ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

先日、当会からの令和2年8月7日付の再申入れに対し、同年9月2日付け文書により、ご回答いただきまして誠に有難うございました。

そのご回答によると、当会が申入れを行った内容通りに既に改定済であるということでした。そこで、当会は、以下の理由により、再々度、申入れ及びお問い合わせさせていただくことになりました。

つきましては、本再々申入れ及びお問い合わせに対する回答を、2020年12月21日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書兼問合せ書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1. 申入れの趣旨

貴社規約の条項のうち、以下の条項について、使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

1. 貴社規約に関する損害賠償責任の免責に関する条項のうち貴社規約【利用者の遵守・確認事項】の（2）の条項

「入出庫の際は、プレートが下降している事を必ず確認して下さい。もし、プレートが下降しない場合は、無理に出庫せず緊急連絡先までご連絡下さい。万一車両が破損しても、一切責任を負いません」

2. 貴社規約に関する損害賠償責任の免責に関する条項のうち貴社規約【管理者の免責】の（5）の「管理者は以下の事項について一切責任を負いません」とする条項及び下記事項

「駐車場利用規約、利用方法に違反した利用による損害（プレート接触による車両破損）」

第2 申入れの理由

1. 当会が調査した駐車場

当会が情報提供を受けた2か所の駐車場を調査したところ、当該駐車場は、未だに規約が改定されていないことが判明しました。その駐車場は、「ショーワパーク北大宮MC・さいたま市大宮区土手町1-56」及び「ショーワパーク川口幸町・川口市幸町1-1-13」の2か所です。

2. 改定した内容のとおり看板等の設置

このような状態は、規約が改定されたものとは評価できませんので、当会が繰り返し指摘させていただいているとおり、消費者契約法8条1項1号及び同3号に違反します。

したがって、当会による申入れの趣旨の内容のとおり改定した規約の看板等を、至急、設置してください。

また、他にも、改定した規約の看板等を設置していない駐車場を御社にて調査し、速やかに、これを設置してください。全ての駐車場につき、上記看板等の設置を行った上で、その旨の情報を提供してください。

第3 お問合せ

1. 改定した規約の看板等を設置した駐車場の数

御社によれば、当会が申入れをした内容のとおり規約は改定済であるという以上、既に、改定した規約の内容のとおり看板等を設置した駐車場が存在するはずですが、御社のホームページ上では、令和2年11月20日時点で661の駐車場が存在すると明記されていますが、そのうち、改定した駐車場の数を教えてください。

2. 改定した規約の看板等を設置しない理由

当会が調査した上記2か所の駐車場は、少なくとも改定した規約のとおり看板等を設置されていません。規約を改定しながら、改定規約の看板等を設置していない理由を教えてください。

以上、ご回答のほど、よろしくお願い申し上げます。

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 吉川、清水

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-829-7444